

2015年度 法科大学院 第3期既修者入学試験問題

2時限

民法

(論文式)

試験時間 60分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民法]

設 問 1

民法478条の成立要件をすべて挙げなさい。

設 問 2

Xは、Aの紹介でY信用金庫に定期預金をしたが、その手続きは、Aが代行し、定期預金証書および印鑑は、Aに預けたままになっていた。後日、Aは、Bと通謀し、BがXの代理人としてXの定期預金を担保として貸付を受けることとし、Bに預金証書と印鑑を交付した。Bは、Y信用金庫に赴き、Xの代理人として定期預金を担保に貸付を申し込んだところ、Yの係員は、BをXの代理人であると誤信してこれを実行した。その後、Xがこの預金のことをYに問い合わせたところ、預金が貸付の担保となっていることを知らされた。XがYに対して定期預金の返還を請求したところ、Yは、貸付金の返還請求権との相殺を主張して、Xの返還請求に応じない。

民法478条が預金担保貸付に適用ないし類推適用されるか検討しなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)